

まちづくりのルールについて 考えてみませんか？(その5)



市民と行政の協働で元気なまちへ

あなたの意見を
お聞かせください！

(仮称)橋本市自治基本条例の中間素案への意見を募集します!

【意見募集期間】

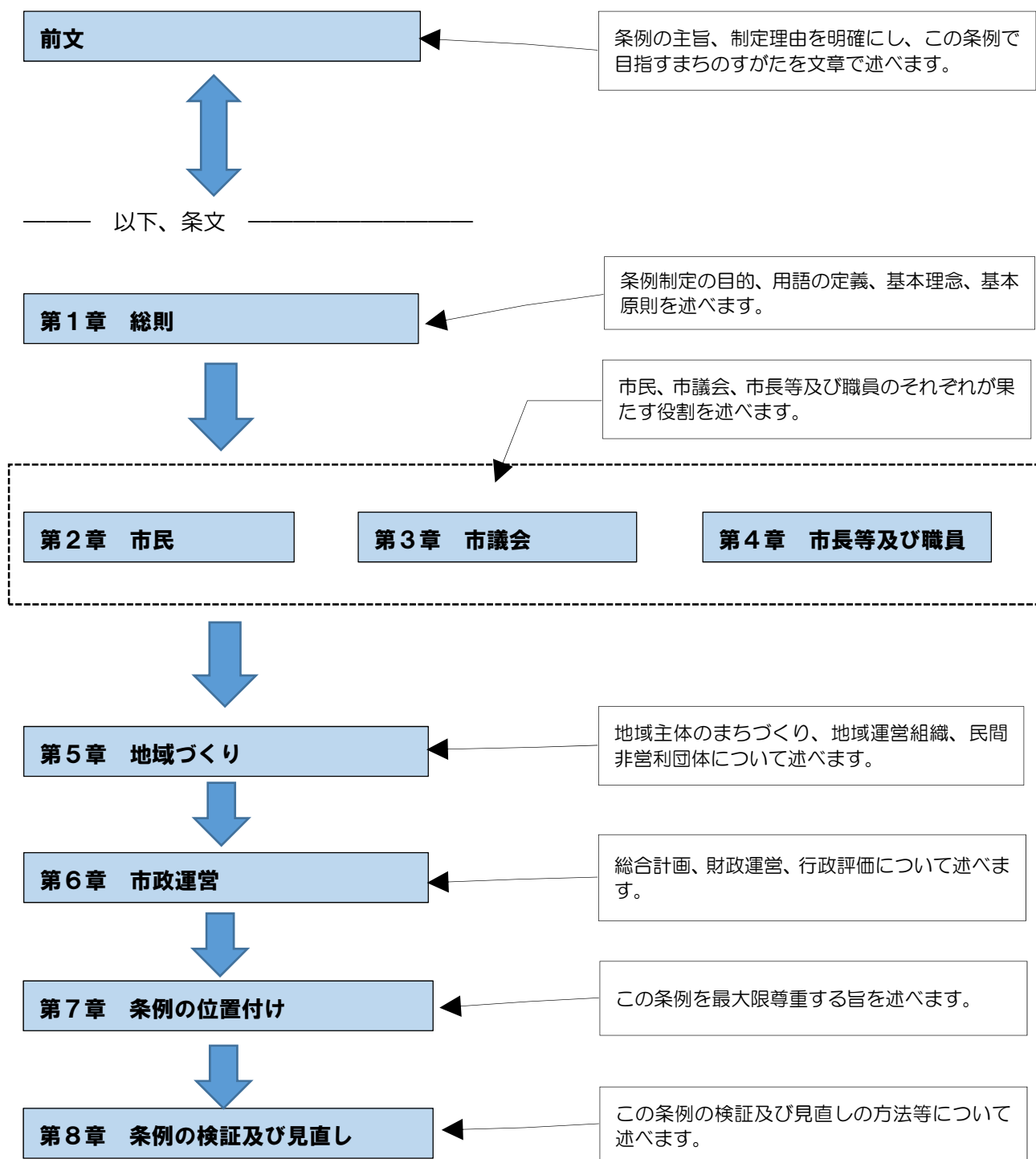
平成29年12月25日～平成30年1月31日



橋本市自治基本条例策定委員会

(仮称)橋本市自治基本条例(名称案:橋本市の自治と協働をはぐくむ条例)

(仮称)橋本市の自治と協働をはぐくむ条例の構成



(前文骨子)

①条例制定の背景とその必要性

私たちの住んでいる地方都市・橋本は、人口減少や少子高齢化、またそれに伴う地域の担い手不足などによる社会環境の大きな変化を迎えています。このような状況の中にあっても、私たちは、次の時代へとしなやかにかつ確実にこの住みよい橋本市を引き継いでいく必要があります。ここに、自治の基本理念や基本原則、協働のあり方、地域づくりなどを規定するため条例を定めます。

②歩んできた歴史や育んできた文化など、誇るべき伝統を守り未来へ繋ぐ

この地は、遠い万葉の昔から街道がひらけ交通の要衝として、また、都より高い文化を受け入れ栄えてきました。私たちは、豊かな自然と紀の川の清き流れとともに、この誇るべき伝統を守りながらこれからの未来に繋いでいく使命があります。

③目指すべきまちの将来像

それぞれの地域に暮らす私たち一人ひとりが、共に繋がり、共に支えあいながら、地域全体で安全で安心な生活がおくれるまちを目指します。

④将来像を実現するための基本的な考え方

橋本市の名前の由来のように、私たちは、世代間や地域間のかけ橋となるように一人ひとりが自分ごととして橋本市の未来をとらえ、自らが考え、自らが創造し、自らが責任を持って主体的に行動し続ける必要があります。自治と協働のまちづくりを進めていきます。

⑤私たちが目指す最終的な自治の姿

市民と市がそれぞれの役割を自覚し、また、市民がお互いに個性を認め合い人間の尊厳を認識し、誇りを持って一人ひとりが彩り豊かに平和な生活を送れるような自治のまちを創ります。

●条例前文の意義

前文で条例制定の背景とその必要性を述べることにより、この条例の趣旨を明確にします。また、橋本市はどんなまちか、今後どんなまちを目指すのか、まちへの想いを共有することで、同じ意識を持ってまちづくりを進めることができるものであると考えています。

(条文骨子)

■第1章 総則

第1条 目的

橋本市におけるまちづくりの基本理念と基本原則を明らかにし、協働によるまちづくりの推進と自立した地域社会を創出すること

考え方

この条例が何を目的とし、どんなまちを目指しているのかを定めることにより、この条例の内容や趣旨を理解できると考えています。

この条例は、目指すべきまち、まちづくりの姿を明らかにし、まちづくりを担う私たちの役割、まちづくりの基本的な考え方や仕組み、方向性等を定めることにより、協働のまちづくりを推進し、自立した地域社会を創ることを目的としています。

第2条 定義

(1) 私たち：市民と市のこと

(2) 市民：次のいずれかに該当する人をいいます。

- ・市内に在住している人
- ・市内に在勤、在学する人
- ・市内で活動する人、団体、法人
- ・市内に事業所を置く事業者

(3) 市：市議会、市長、その他全ての市の執行機関

(4) 市長等：市長、その他の執行機関

(5) まちづくり：住みよい豊かな地域社会をつくるための取り組みと活動

(6) 参画：自らの意思でまちづくりに関わること

(7) 協働：様々な担い手が、知恵や経験、専門性などを生かし、尊重し合いながら、役割と責任を自覚し、共に考え、共に力をあわせること

考え方

条例の中で使われる用語のうち、まちづくりを進める上で意味を共有しておきたい用語について、解釈上の疑義が生じないように、用語の定義を述べています。

第3条 基本理念

住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで、地域全体で支えあいながら安心、安全な生活をおくれるまちを目指し、協働してまちづくりを進めること

考え方

目指すべきまちの姿、まちづくりの姿を明らかにし、根本に据える考えを述べています。

第4条 基本原則

基本的人権尊重の下、次の4つを基本原則としてまちづくりを進めます。

- (1) 情報共有：参画や協働を進めるため、お互いに情報を発信し、共有し合うこと
- (2) 市民参画：市民は、まちづくりの主体として、積極的にまちづくりに参画すること
市は、その参画のための機会を保障すること
- (3) 協働のまちづくり：適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組むこと
- (4) 相互の尊重：住みよい豊かなまちをつくるため、お互いの意見と行動を尊重し合うこと

考え方

第3条基本理念で述べた目指すべきまちの姿、まちづくりの姿を実現するための基本的な決まりごとを述べています。

■第2章 市民

第5条 市民の役割

- (1) 主体的にまちづくりに参画
- (2) 自分たちのまちに関心を持ち、まちを良く知るために、お互いに情報を出し合い共有

考え方

第3条基本理念で述べた目指すべきまちの姿、まちづくりの姿を実現するための、市民の役割について述べています。

■第3章 市議会

第6条 市議会の役割

- (1) 市民の目線に立って、住民の代表で構成する市の意思決定機関として議決の責任を負い、行政活動の監視と政策の立案を行う
- (2) 議会に関する基本的な事項は、橋本市議会基本条例(平成26年橋本市条例第54号)※による

考え方

第3条基本理念で述べた目指すべきまちの姿、まちづくりの姿を実現するための、市議会の役割について述べています。

橋本市においては、既に「橋本市議会基本条例」が平成26年7月2日から施行され、議会及び議員の活動原則や市民と議会、市長等と議会の関係等について規定されているため、具体的な内容については、同条例によることとしています。

※橋本市議会基本条例(平成26年橋本市条例第54号)では、橋本市議会の基本理念、議会・議員の活動原則、市民との関係など、議会及び議員に関する基本的事項を定め、議会が果たすべき役割と進むべき方向を定めています。

■第4章 市長等及び職員

第7条 市長等の役割

- (1) 市長は、市政の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に、市政運営を行う
- (2) 市長等は、相互に連携・協力し、市政運営に当たる
- (3) 市は、市政運営に関する情報について、速やかに、分かりやすく市民に提供し、情報の共有に努める
- (4) 市は、市民参画を実現するため、市民がまちづくりや市政に参画する機会を保障し、参画のための手続を明確にする
- (5) 市は、協働を推進するに当たり、市民の自発的・自主的な活動等を支援する
- (6) 市は、国や他の地方公共団体等との共通課題や広域的課題に対して、自主性を保持しつつ相互に連携し、協力し合いながら解決に当たるよう努める

考え方

第3条基本理念で述べた目指すべきまちの姿、まちづくりの姿を実現するための、市や市長等の役割について述べています。

第8条 職員の役割

- (1) 全体の奉仕者であり、法令を遵守し、市民に対して丁寧で分かりやすい説明に努め、公正かつ誠実にその職務を遂行する
- (2) 職務についての必要な知識、技術等の習得、能力開発と自己啓発を行い、創意工夫に努め、市民と協働してまちづくりに取り組む

考え方

第3条基本理念で述べた目指すべきまちの姿、まちづくりの姿を実現するための、職員の役割について述べています。

一般的には、職員は市長を補助するため行動することとされていますが、職員が果たすべき役割の重要性から、市民が期待する職員像や職員の職務の遂行について述べています。

■第5章 地域づくり

第9条 地域主体のまちづくり

- (1) 安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域の課題を共有し、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、解決に向けて自ら行動する
- (2) 市は、市民の自主的な地域における活動(コミュニティ活動)と民間非営利組織の役割を尊重し、その活動を振興するために、地域における課題の把握、相談機会の確保、活動の支援、人材育成、費用の助成等必要な施策を講じる

考え方

まちづくりの要となる、市民の自主的な地域における活動(コミュニティ活動)の推進に向けて、市民が自主的にコミュニティ活動を地域で実践していく姿勢について述べています。また、市は、市民の自主性や自立性、コミュニティ活動、民間非営利組織の役割等を尊重し、必要な施策を行う姿勢を述べています。

第10条 地域運営組織

- (1) 一定のまとまりのある地域において、コミュニティ活動を実現するための組織として、地域運営組織を設立することができる
- (2) 地域運営組織は、地域の市民に開かれたものとし、市、区・自治会と連携しながら協力してまちづくりを行う
- (3) 地域運営組織は、地域における課題を共有し、その解決に向けて取り組み、地域の特性等をいかした多様なまちづくりに取り組む
- (4) 市民は、地域社会の一員として、主体的に地域運営組織の活動に参加する
- (5) 地域運営組織の設立等に関する必要な事項は別に条例で定める

考え方

市民は、一定のまとまりのある地域において、コミュニティ活動を実現するため、地域運営組織を設立することができる」と規定しています。

地域運営組織は、コミュニティ活動の中核となる組織と考えており、その組織、運営、活動等の内容は、市民に開かれたものである必要があると考えています。また、地域の課題解決や特性をいかしたまちづくりを進めるためには、市や、区・自治会等との連携や協力が必要不可欠です。さらに、当該地域の市民は、地域社会の一員であることを自覚し、主体的に地域運営組織の活動に参加していくことを述べています。

第11条 民間非営利組織

自主的に公益性、非営利性、継続性を持ってまちづくりに取り組む民間非営利組織は、市、区・自治会、地域運営組織等と連携してまちづくりに協力するよう努める

考え方

地域で活動する地域運営組織のほか、各分野において全市的に活動する民間非営利組織（個人も含まれます）も、協働のまちづくりを進める上で重要な役割を担うと考えています。

ここでは、民間非営利組織の役割や姿勢について述べています。

■第6章 市政運営

第12条 総合計画

- (1) まちの将来像を明らかにし、総合的で計画的な市政運営を進めるため、総合計画を策定する
- (2) 地域の特性や多様性を尊重したまちづくりを進めるため、地域別計画を積み上げ、総合計画を補完する
- (3) 総合計画の策定の際は、市民に情報を提供し、市民の意見を反映させるため、市民の参画を求める
- (4) 総合計画の策定、政策の立案、実施は、この条例の趣旨を尊重し、必要に応じて検討や見直しを行い、市民に公表する

第13条 財政運営

- (1) 自立した財政運営を行うため、市長自らの判断と責任で財源を確保し、用途を決定する
- (2) 総合計画の進行状況や行政評価の結果を踏まえて予算を編成し、計画的で健全な財政運営に努める
- (3) 予算の編成や執行についての情報を、市民に提供するように努める

第14条 行政評価

- (1) 効果的で効率的な市政運営を行うため、毎年度行政評価を実施し、その結果を施策の見直し、予算の編成、組織の改善等に反映する
- (2) 評価に当たっては、市民の参画を求める
- (3) 評価の結果を公表する

考え方

市の施策を進めるにあたり、効果的で効率的な市政運営を行うために、市民参画のもとで行政評価を行うこと、さらに、将来にわたって計画的で健全な財政運営に努めることを述べています。

また、総合計画（基本構想）は、地方自治法上の策定義務はありませんが、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、市民にまちづくりの長期的な展望を示すものであるため、（仮称）橋本市の自治と協働をはぐくむ条例で策定等について規定する必要があると考えました。

■第7章 条例の位置付け

第15条 条例の位置付け

- (1) 橋本市を住みよい豊かな地域社会とするため、この条例を尊重し、誠実に遵守する
- (2) 条例、規則等を制定、改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図る

考え方

他の条例に対する優位性を規定することはできませんが、橋本市を住みよい豊かなまちにするため、この条例を最大限に尊重し、遵守することを述べています。

■第8章 条例の検証及び見直し

第16条 はぐくむ条例

この条例の内容が橋本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうか、効果を検証し、必要に応じて見直しながら、実効性のある条例となるようはぐくむ

第17条 はぐくむ委員会

- (1) 検証や見直しにあたって、橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会（はぐくむ委員会）を置く
- (2) はぐくむ委員会に、市民の参画を求める
- (3) はぐくむ委員会は、この条例に基づく諸制度に関する事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる
- (4) はぐくむ委員会の組織や運営に関して必要な事項は、規則で定める

第18条 委任

この条例の施行に関し、別に条例で定めるものを除くほか、必要な事項は、規則で定める

考え方

（仮称）橋本市の自治と協働をはぐくむ条例は、まちづくりを進める上での基本となるものであるため、社会情勢に合ったものになっているかどうか、形だけのものになっていないか、橋本市の自治やまちづくりの推進に本当にふさわしいものかどうかを検証する必要があります。

そこで、市民参画のもとで、この条例が実効性のある条例であり続けるよう、橋本市全体ではぐくんでいくことを述べています。